



県章

群馬県報

平成23年
12月13日(火)
第8951号

目次

	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	2
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	3
○道路の供用開始(同)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課)	4
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	4
教育委員会告示	
○博物館相当施設の指定(文化振興課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年12月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吾妻郡嬭恋村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
吾妻郡嬭恋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吾妻郡嬭恋村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第380号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成23年12月13日

群馬県知事 大澤 正 明

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成23年11月24日	桐生市	法令殺

◎群馬県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中部県民局渋川土木事務

所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	353号	渋川市渋川字関下1120番の1地先から同市北牧字壺町ヶ坪153番の1地先まで	前	8.5～16.3 14.0～62.5	3257.0 4007.0
			後	14.0～62.5	4007.0

◎群馬県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字松谷字新井335番の1地先から同郡同町大字同字同298番の1地先まで	前	36.5～53.3	39.0
			後	38.1～55.4	39.0

◎群馬県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月13日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字松谷字長坂947番の1地先から同郡同町大字同字新井226番の1地先まで	平成23年12月20日午後3時30分

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成23年12月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成23年11月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人日本福祉協議会
- 3 代表者の氏名 長谷川正男
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市紅雲町一丁目17番13号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者及びその家族などで支援を必要としている人に対し、生活の向上や安心して暮らせる街づくりへの事業を行い、社会に貢献することを目的とする。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年12月13日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 組合の名称 東吾妻町駅北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成8年5月24日から平成26年3月31日まで
- 3 施行地区 吾妻郡東吾妻町大字原町字須郷沢、字御殿、字清光、字長町、字大宮、字込塚、字中堰、字諏訪前、字紺屋町、字釜谷戸の各一部
- 4 事務所の所在地 吾妻郡東吾妻町大字原町594-3
- 5 設立認可年月日 平成8年5月16日
- 6 変更認可年月日 平成23年11月29日

■ 教育委員会告示

◎群馬県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として平成23年11月30日次のとおり指定した。

平成23年12月13日

群馬県教育委員会委員長 井 上 恵津子

施設の名称	施設 の 所 在 地	設 置 者
北群馬渋川郷土館	北群馬郡吉岡町上野田2334番地	小山 宏

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
